

議案第41号

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市天王寺区舟橋町9番4-102号（判明している最後の住所）
山七阪口商店こと阪口 政司郎
- 2 債 権 の 内 容 市有地を不法に占有したことによる損害金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金8,311,608円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し法定相続人の所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

令和6年2月9日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

市有地を不法に占有したことによる損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。